

一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン

懲罰規程

第1章 総 則

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン(以下「JRLO」という)の規約(以下「規約」という)84条に基づき、JRLO が課すことのできる懲罰に関する事項について定める。

第2条〔対象者〕

懲罰の対象となる者は、JRLOの役職員、会員およびその役職員、会員チームに所属する選手およびコーチ、ならびにJRLO担当審判員その他関係者(以下「JRLO関係者」という)とする。

第3条〔懲罰機関における懲罰〕

- (1) JRLOの科す懲罰は、本規程に定めるところにより、規律委員会により調査および審議し、決定する。
- (2) JRLO関係者による規約その他諸規定の違反行為(以下「違反行為」という)のうち、競技に関するものならびに公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(以下「日本協会」という)が定める倫理及び処分規程およびアンチドーピング規程に定めるものについては、当面、JRLOは懲罰権を行使せず日本協会の懲罰権に委ねるものとし、JRLOはそれ以外の違反行為に係るものについて、懲罰権を行使する。但し、本項は、日本協会が適切に懲罰権を行使しないと認められる場合で、これによりJRLOの規律維持が困難になるとの事情が認められる場合、JRLOが懲罰権を行使することを妨げない。
- (3) 一の事象について、懲罰権を行使すべき司法機関に疑義が生じた場合には、JRLOと日本協会で組成する懲罰対応事務局において協議のうえ、権限を行使する機関を決定するものとする。
- (4) 規律委員会は、違反行為が発生した時点においてJRLOに所属しているJRLO関係者について、その後JRLOを脱退し、または登録を抹消した場合においても、懲罰を科すことができる。

第2章 規 律 委 員 会

第4条〔規律委員会の組織および委員〕

- (1) 規律委員会は、委員長および若干名の委員をもって構成する。
- (2) 委員長は専務理事が務める。

- (3) 委員は、法律家(弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授またはそれに準ずる者)またはラグビーフットボールに関する経験と知識を有する者でなければならない。
- (4) 委員は理事会の決議によって選任する。
- (5) 委員長および委員は非常勤とする。

第5条[規律委員会の招集および議長]

- (1) 規律委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- (2) 規律委員会は、構成員のうち過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- (3) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第3章 懲 罰

第6条[懲罰の種類]

- (1) 会員チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - ① 戒 告:口頭による注意を行い戒める
 - ② けん責:文書による注意を行い戒める
 - ③ 配分金の減額・保留:JRLO から配分される配分金の減額・保留
 - ④ 制裁金:一定の金額の制裁金を科す
 - ⑤ 勝点の減点:勝点を減算する
 - ⑥ 無観客試合の開催:公式試合への観客の入場を禁じる
 - ⑦ 下位ディビジョンへの降格:所属するリーグより1つ以上下位のディビジョンに降格させる
 - ⑧ 昇格の停止:ディビジョン昇格の要件を満たした場合でも、上位ディビジョンへの昇格を認めない
 - ⑨ 除名:JRLO から除名する(ただし、定款の定めによるものとする)
 - ⑩ その他、法律ならびに JRLO の定款に定める処分
- (2) 会員チーム以外のリーグワン関係者に対する懲罰の種類は次のとおりとする。
 - ① 戒 告:口頭による注意を行い戒める
 - ② けん責:文書による注意を行い戒める
 - ③ 減 俸:一定期間、一定割合の報酬を減額する
 - ④ 制裁金:一定の金額の制裁金を科す
 - ⑤ 出場の資格停止:無期限または期限を定めて公式試合への出場権をはく奪する
 - ⑥ 公式試合に関わる職務の停止:無期限または期限を定めて公式試合に関わる職務の全部または一部を停止する
 - ⑦ その他、法律ならびに JRLO の定款に定める処分
- (3) 前2項各号の懲罰は、併科することができる。
- (4) 会員チームに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する

会員チームに対しても懲罰を科すことができる。ただし、その会員チームに過失がなかったときはこの限りではない。

第4章 手 続

第7条〔聴聞〕

規律委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者が事情聴取を希望しない旨の意思表示をした場合、事情聴取の実施希望に関して合理的な期間内に応答しなかった場合、事情聴取に欠席した場合またはその他事情聴取を実施しないことにつき合理的な理由がある場合はこの限りではない。

第8条〔議決〕

- (1) 規律委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- (2) 規律委員が当事者となる場合、当該委員は議決に加わることができないものとする。
- (3) 前項の場合、必要に応じて当該委員を除いた委員の協議に基づき暫定委員を追加できるものとする。

第9条〔懲罰の通知〕

- (1) 規律委員会は決定した懲罰を当事者または同人が所属する団体（選手が当事者の場合は同人が登録された会員チーム）に書面にて通知するものとする。
- (2) 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
 - ① 当事者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名）
 - ② 代理人があるときは、その氏名および所属
 - ③ 懲罰の内容（判断の結論。効力発生日を含む）
 - ④ 判断の理由（根拠となる条文を含む）
 - ⑤ 作成年月日
 - ⑥ 不服申立手続の可否およびその手続きの期限（第11条に定める）
- (3) 前2項に定める通知は、郵送、FAXまたは電子メール等の手段によるものとする。電子メールによる通知の場合、JRLOに登録されている電子メールアドレスに発信された時点で有効に通知されたものとみなされる。

第10条〔懲罰の公表〕

JRLOは、規律委員会が決定した懲罰を公表する。ただし、公表にあたり、被処分者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。また、JRLOは、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合において、公表を差し控えることができるものとする。

第5章 不 服 申 立

第11条〔不服申立〕

JRLO関係者は、規律委員会の裁定に対し処分決定に不服がある場合には、処分決定の通知があった日から2か月以内に限り、当該登録者または登録チームは公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分の決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。ただし、暫定的な出場停止または登録資格停止に関しては、処分決定の通知があった日から2週間以内に限る。

第6章 附 則

第12条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第13条〔施行〕

本規程は、2022年1月5日より施行する。

〔改正〕

2022年3月9日